

保 国 発 1 1 3 0 第 1 号
保 医 発 1 1 3 0 第 2 号
令 和 2 年 1 1 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における
被保険者資格証明書の取扱いについて

現在、各都道府県においては、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づき、発熱等の症状のある患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制の整備を進めていただいているところである。これにより、発熱等症状のある患者は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センター（仮称）に電話相談を行い、都道府県が指定する診療・検査医療機関（仮称）（以下「診療・検査医療機関」という。）を受診することとなり、各地域でその運用が開始されている。

国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、これは、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、本来、資格証明書ではなく短期の被保険者証の交付対象となり得るところであるが、当該者については、短期の被保険者証の交付に比べ診療・検査医療機関の受診を優先する必要があることから、診療・検査医療機関の受診の際の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、都道府県におかれては、管内保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、地方厚生（支）局におかれては、管内保険医療機関及び保険薬局に対し、周知をお願いしたい。

記

第一 診療・検査医療機関受診時における資格証明書の取扱いについて

診療・検査医療機関及び診療・検査医療機関において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局にあっては、国民健康保険の被保険者が診療・検査医療機関を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合
には、処方せんの備考欄に「」と記載すること。

本取扱いは、令和2年12月診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、診療・検査医療機関に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。なお、各都道府県における体制整備の状況等により、各診療・検査医療機関及び診療・検査医療機関において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局において、第一による取扱いの開始期日が異なることが想定されることから、第一による取扱いがなされることなく特別療養費請求書が提出された場合は、当該請求書の提出につき従前のとおり取り扱うこととして差し支えないこと。

第三 その他

第一による取扱いについては、都道府県衛生主管部（局）と連携し、診療・検査医療機関に対する周知を図るなど必要な協力を行うこと。

以上